

# 大網白里市 都市計画道路の見直し方針

## 都市計画道路見直しの目的

大網白里市の都市計画道路は、23路線総延長49kmの計画決定に対し、整備済み延長は15kmで約30%の整備率となっております。都市計画道路の多くは決定から20年以上が経過しておりますが、整備完了までには長い期間と多くの財源を要することが想定されます。

現在の計画は、昭和58年当時の社会情勢などにより計画されており、今後の社会情勢やまちづくりの方向性の変化に対応した計画が求められます。

そこで本市では、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、既存の都市計画道路を定性的、定量的な指標について総合的に検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢や地域特性を踏まえ、市の発展に寄与する効果的な都市計画道路の在り方を検討調査し、「大網白里市 都市計画道路の見直し方針」を作成しました。

平成 26 年 6 月

大 網 白 里 市

## 1. 都市計画道路の見直しの背景

大網白里市の都市計画道路は、昭和58年の都市計画決定に始まり、その後部分的な追加や変更を行い現在に至っております。近年の社会情勢等の様々な変化や、今後のまちづくりの実情も踏まえた上で、次にあげる背景により、都市計画道路の全体的な見直しを行おうとするものです。

### 背景①：都市計画道路整備や社会的背景の変化に応じた見直し

- ・長期未着手道路等の再評価が求められます。
- ・厳しい財政環境が続く中で、都市計画道路整備の進捗が停滞状態にあります。
- ・本市の都市計画道路は、市街地の拡大等を前提に計画されており、人口構造等の変化から、今後の本市の市街地形成を見据えて都市計画道路の見直しを検討する必要があります。
- ・首都圏のベッドタウンとして、5団地開発を背景に、本市の市街地は分散型に形成されてきている中で、各地域間を効率よく結ぶ交通道路網の計画を進めていく必要があります、それに対応した都市計画道路の見直しが求められます。

### 背景②：スマートIC設置による周辺状況の変化に応じた見直し

- ・圏央道大網白里スマートICの設置が今後予定されており、それに伴って周辺道路における人や物の流れの変化や交通量の増加等の変化が想定され、スマートIC設置に対応した都市計画道路の見直しを検討する必要があります。

### 背景③：まちづくりや防災等に関する市民意識の高まりに応じた見直し

- ・まちづくりや防災等に関する市民意識の高まりもある中で、それらを踏まえて都市計画道路を再評価し、見直す必要性が生じています。

#### 【用語解説】

- 都市計画決定**：都市計画法によって定められた手続きのことです。公共性が強い道路・公園・土地区画整理事業等が決定され、決定されると法に基づき建築行為等に一定の制限が発生します。
- 長期未着手道路**：道路整備が計画されているものの、厳しい財政環境や地形等が要因で長期間整備できない状況が続いている道路のことです。
- 5団地**：みずほ台、みやこ野、ながた野、みどりが丘、季美の森のことです。
- 圏央道【首都圏中央連絡自動車道】**：都心を中心に円を描くようにつくられている長さ約300kmの環状道路です。首都圏の広域的な道路のネットワークを形成し、千葉県区間では木更津ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでが供用されております。
- スマートIC【スマートインターチェンジ】**：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジです。通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定しているため、低コストで導入できるメリットがあります。

## ■都市計画道路とは？

都市計画道路とは、まちの将来都市像（望ましい市街地形成、市街地・住宅地・交通機関等の主要拠点間ネットワーク 等）を実現する上で重要な道路であり、都市計画法にもとづき定めています。長期的な将来展望と連動するように、路線が設定されています。



車道、歩道、植樹帯、停車帯等により形成され、地域特性や沿道土地利用等に対応して幅員が決定されています。

### 【都市計画道路の種類】

交通機能により4つに分類されます。

種類	役割
自動車専用道路	高速道路などの専ら自動車の交通のための道路
幹線街路	都市内のまとまった交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用のための道路
特殊街路	専ら歩行者、自転車又は新交通（モノレール・路面電車）などの交通のための道路

### 【都市計画道路が担う機能】

以下のような多様な機能を有しています。

機能	内容
交通機能	・都市における円滑な移動を確保する機能
空間機能	・景観や防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能 ・供給処理施設等の収容空間を確保する機能
市街地形成機能	・都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

## ■都市計画道路の見直しとは？

都市計画道路の見直しとは、既に計画されている都市計画道路のうち、未整備な区間を含む路線について、定性的・定量的に検証し、各路線の見直しの方向性を検証します。

### （見直しの方向性）

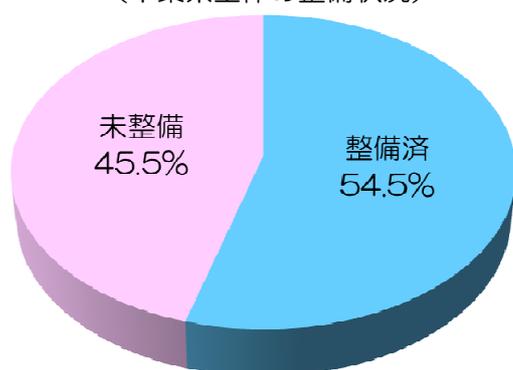
- ◆存続：現在の計画のまま存続する
- ◆変更：起終点、経由地、車線数、幅員等を変更する
- ◆廃止：全線及び一定区間を廃止する

## ■都市計画道路の整備状況

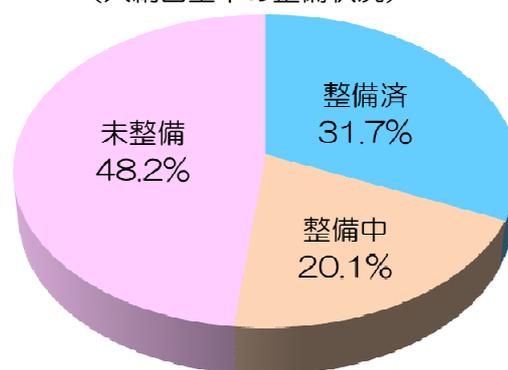
本市に関連する都市計画道路は、昭和58年に新たな道路計画として都市計画決定したことに始まり、その後の人口増加・交通量増大・市街地の拡大等の都市の成長に合わせて新たな道路計画決定を順次行い、現在の都市計画道路網が形成されました。

本市の都市計画道路の整備状況は、23路線、延長49,280mのうち、整備済延長は15,620mであり、都市計画決定延長全体の31.7%となっています。

(千葉県全体の整備状況)



(大網白里市の整備状況)



※平成25年11月末時点（県全体は平成25年3月末時点）

(大網白里市の都市計画道路整備状況の一覧)

番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	整備済 (m)	事業中 (m)	未整備 (m)	整備率
①	1・3・1 東金茂原道路1号線	4,440	25	0	4,440	0	0%
②	1・3・2 東金茂原道路2号線	2,450	25	0	2,450	0	0%
③	3・3・1 瑞穂下駒込線	1,700	25	710	0	990	42%
④	3・3・2 大網駅南線	240	25	0	0	240	0%
⑤	3・3・13 北今泉四天木線	3,240	22	0	0	3,240	0%
⑥	3・4・3 新堀永田線	4,160	20	0	2,240	1,920	0%
⑦	3・4・4 永田養安寺線	8,080	16	3,530	0	4,550	44%
⑧	3・4・5 九北宮谷線	1,280	20	890	390	0	70%
⑨	3・4・6 馬場口金谷郷線	1,070	16	0	0	1,070	0%
⑩	3・4・7 永田駅東線	180	16	180	0	0	100%
⑪	3・4・8 永田駅西線	130	16	130	0	0	100%
⑫	3・4・9 大網駅東線	160	16	150	10	0	94%
⑬	3・4・10 新田永田線	3,250	16	800	0	2,450	25%
⑭	3・4・11 北飯塚池田線	4,550	16	500	0	4,050	11%
⑮	3・4・12 南町永田線	2,440	16	10	160	2,270	0%
⑯	3・4・14 白砂中南線	490	17	0	0	490	0%
⑰	3・4・15 緑ヶ丘環状線	2,460	16	2,460	0	0	100%
⑱	3・4・18 大網駅東中央線	220	21	0	220	0	0%
⑲	3・4・19 季美の森南大網線	4,270	16	4,270	0	0	100%
⑳	3・4・20 季美の森南養安寺線	1,680	16	1,550	0	130	92%
㉑	3・4・21 季美の森南東線	120	16	120	0	0	100%
㉒	3・5・16 上貝塚南飯塚線	1,450	12	0	0	1,450	0%
㉓	7・6・17 増穂環状線	1,220	9	320	0	900	26%
合計		49,280		15,620	9,910	23,750	31.7%



## 2. 見直しに向けた方針

### (1) 都市計画道路の見直しに向けた方針

見直し検討にあたっては、学識者・市民・産業（商工業・観光）・交通事業者・関係行政機関等で構成する「大網白里市都市計画道路見直し検討委員会」を設置し、様々な視点から大網白里市の道路網の課題・都市計画道路を見直す際の評価の視点・都市計画道路の見直し方針案等の方向性について検討しました。

この検討委員会での意見を踏まえ、都市計画道路の見直しに向けた方針を以下のとおりとしました。

#### 【見直しに向けた方針】

- ◆安心・安全機能、市街地形成・快適性向上機能を踏まえた評価による見直し
- ◆代替機能の可能性を踏まえた評価による見直し
- ◆実現可能性・財源を踏まえた評価による見直し
- ◆津波避難を見据えた見直し
- ◆広域道路ネットワークの波及効果による大網白里市の活性化を目指す見直し  
〔圏央道及び（仮称）大網白里スマート IC の整備効果を、道路ネットワークの充実により広域的に波及を図り、産業・観光等による市の活性化を目指す〕

#### 【用語解説】

- 大網白里市都市計画道路見直し検討委員会**：様々な視点から大網白里市の道路網の課題等について検討する委員会です。学識者・市民・産業（商工業・観光）・交通事業者・関係行政機関等で構成されます。

### 3. 見直し検討の流れ

都市計画道路の見直し検討は、千葉県都市計画道路見直しガイドライン(H22年3月 千葉県)に基づき、以下の流れで検討路線の選定及び評価、交通量推計による検証を行い、最終的に見直し方向をとりまとめます。

【見直しの基本的な進め方】

<b>第1段階</b>	○ガイドラインに示された以下の基準に適合する路線を選定
<b>検討路線の選定</b>	基準1 幹線街路が対象  基準2 見直しの必要性が高い以下の条件に該当する路線が対象 <input type="checkbox"/> 未整備の区間を含む路線（自動車専用道路を除く） <input type="checkbox"/> 当初計画決定から20年以上経過した路線・区間

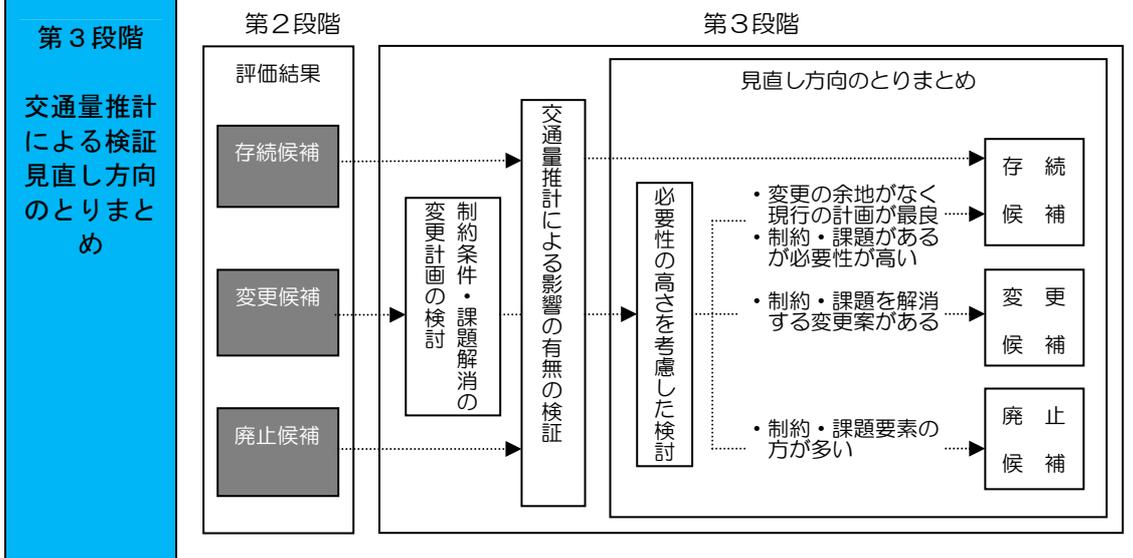


<b>第2段階</b>	○選定した検討路線を対象に、一次評価及び二次評価を実施
<b>検討路線の評価</b>	【一次評価】ガイドラインに示された「路線・区間の必要性」「機能代替の可能性」「整備に係る制約条件等」について評価  【二次評価】市独自のチェック項目（評価項目）を加味させ、「存続候補」「変更候補」「廃止候補」を選定  ※「変更候補」は制約条件等の課題を解消できるか否かを検討した上で、最終的に変更候補又は廃止候補とする



<b>第3段階</b>	○評価結果を踏まえ変更・廃止した場合の影響の有無を交通量推計により検証
<b>交通量推計による検証見直し方向のとりまとめ</b>	※将来的に（仮称）大網白里スマートIC 開設が市内交通動線に影響すると考えられるため、現在事業中のスマートIC アクセス道路、アクセス道路が接続する県道千葉大網線の機能強化、県道千葉大網線のバイパス機能（スマートIC への新たなアクセス道路）を整備する場合も想定し実施  ○交通量推計による検証を行った後に、最終的に見直し方向をとりまとめる

【見直し方向のとりまとめまでの流れ】



■参考：第2段階 検討路線の評価 評価項目設定の考え方

- ・一次評価は、千葉県都市計画道路見直しガイドラインに示された項目を評価項目としました。
- ・二次評価は、大網白里市都市計画道路見直し検討委員会において、見直しにあたって考慮すべき地域実情について検討を行い、以下のとおり設定しました。

【評価項目】

一次評価	路線・区間の必要性 (機能)の有無		上位計画等による位置づけの有無
			都市間・拠点間の連絡のための機能の有無
			土地利用支援のための機能の有無
			交通処理等のための機能の有無
			都市防災のための機能の有無
			公共交通の導入のための機能の有無
			都市環境形成のための機能の有無
機能代替の可能性の有無			
一次評価	路線・区間の整理に係る 制約条件等の有無		地形的な制約条件等の有無
			沿道地域の街並み、商店街への影響の有無
			現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無
二次評価	地域性を考慮した制約 条件の有無の確認		実現可能性・財源（事業費・維持管理 等）
			希少生物・文化財等の有無
	地域で重 視する機 能	安全・安心	事故発生箇所の解消効果の有無
			住宅地への通過交通の進入を防ぐ効果の有無
			防災・医療施設等へのアクセス向上機能の有無
			主要施設周辺の歩行者の安全性向上効果の有無
			市街地の渋滞緩和機能の有無
	市街地形 成・快適性 向上機能	都市計画道路整備による市街地開発事業等の効果増進の有無	
		共同溝や供給処理施設等の整備促進効果の有無	
		都市計画道路整備による緑のネットワーク形成効果の有無	
バリアフリーの道路環境形成機能の有無			

【用語解説】

- 通過交通**：その地域に用がなく、ただ通過するだけの交通のことです。
- 共同溝**：電気・水道・ガスなどをまとめて道路などの地下に埋設するための設備のことです。
- 供給処理施設**：上下水道・ガス・電気・電話のことです。
- 市街地開発事業**：計画的に市街地を形成するために、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と宅地造成を一体的に進める事業です。土地区画整理事業は市街地開発事業に含まれます。

## 4. 見直し検討結果

### (1) 検討結果

○見直し検討は、千葉県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、幹線街路で未整備区間を含む、当初都市計画決定から20年以上経過した、11路線（25区間）について実施しました。評価検証・交通量推計による検証を行い、最終的な見直し方向の検証結果は以下のとおりとしました。

**存続候補** : 23区間 (延長 : 28,880m)

**廃止候補** : 2区間 (延長 : 1,790m)

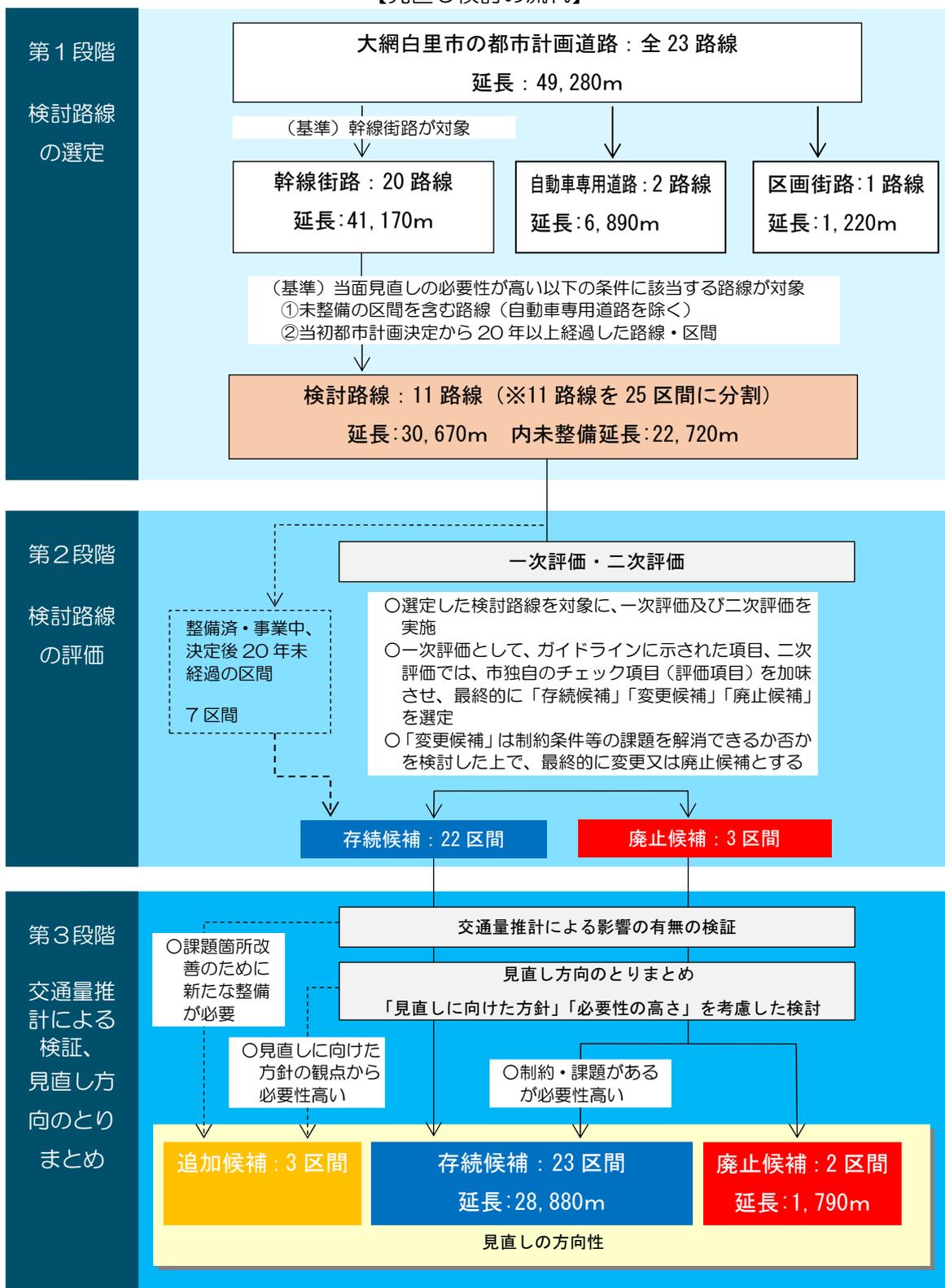
○上記検証により、必要性が示された新たな区間について、追加候補としました。

**追加候補** : 3区間

#### 【用語解説】

- 千葉県都市計画道路見直しガイドライン** : 都市計画道路見直し作業の進め方について、千葉県でまとめられたもので、市町村が具体的な作業を行う際の指針となるものです。

【見直し検討の流れ】

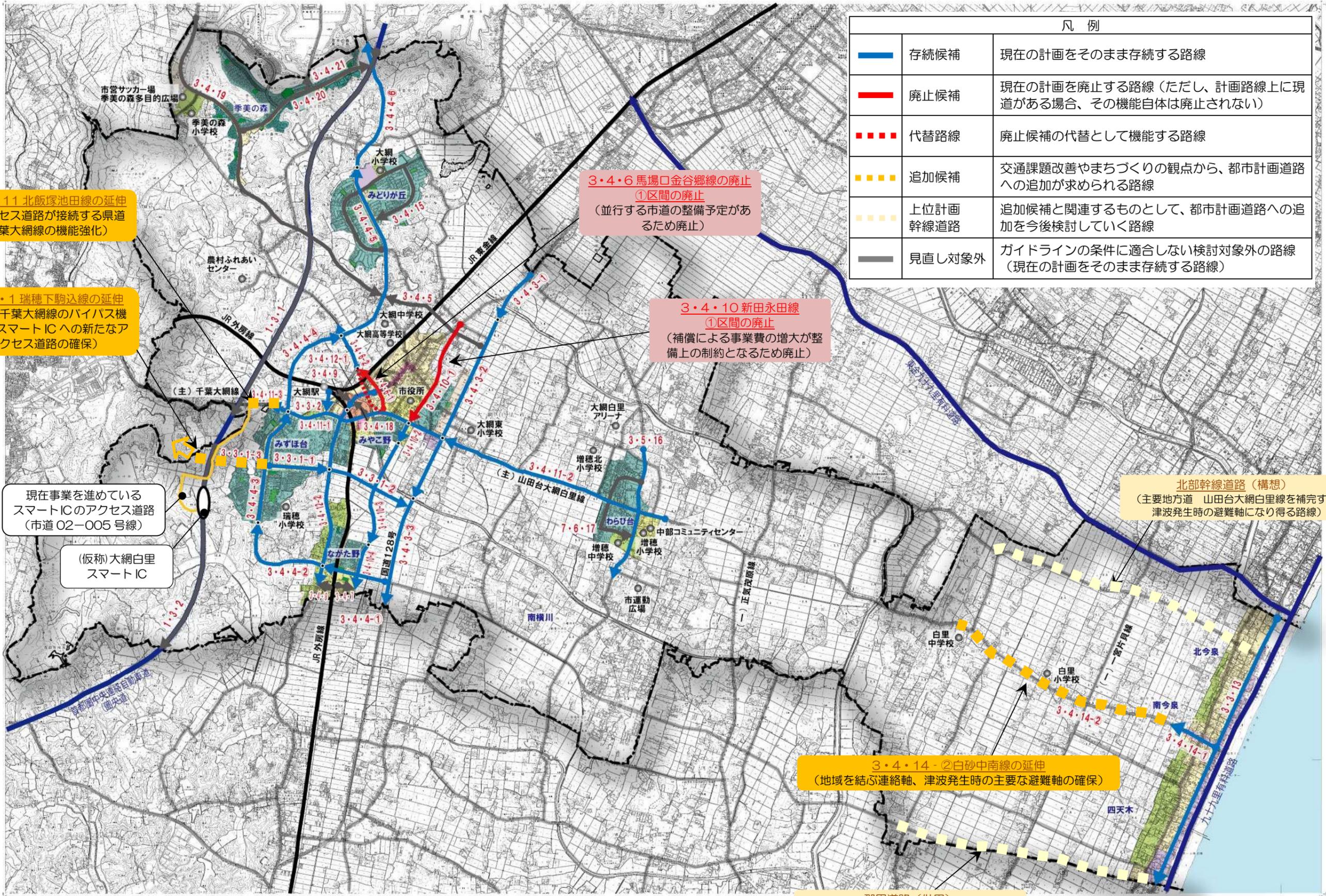


### ■都市計画道路見直し検討結果 【路線別一覧】

路線名	番号	幅員	延長	都市計画 マスタープラン の位置付け	検討結果
東金茂原道路1号線	1・3・1	25	4,440	自動車専用道	見直し対象外
東金茂原道路2号線	1・3・2	25	2,450	自動車専用道	見直し対象外
瑞穂下駒込線	3・3・1-①	25	710	広域幹線	存続候補(整備済)
	3・3・1-②	25	990	広域幹線	存続候補
	3・3・1-③ ※延伸区間	—	—	—	追加候補
大網駅南線	3・3・2	25	240	市内幹線	存続候補
北今泉四天木線	3・3・13	22	3,240	広域幹線	存続候補
新堀永田線	3・4・3-①	20	620	広域幹線	存続候補
	3・4・3-②	20	2,240	広域幹線	存続候補(整備済)
	3・4・3-③	20	1,300	広域幹線	存続候補
永田養安寺線	3・4・4-①	16	720	広域幹線	存続候補
	3・4・4-②	16	1,200	広域幹線	存続候補
	3・4・4-③	16	1,300	広域幹線	存続候補(整備済)
	3・4・4-④	16	1,180	広域幹線	存続候補
	3・4・4-⑤	16	2,230	広域幹線	存続候補(整備済)
	3・4・4-⑥	16	1,450	広域幹線	存続候補 (決定後20年未経過)
九北宮谷線	3・4・5	20	1,280	広域幹線	見直し対象外
馬場口金谷郷線	3・4・6-①	16	560	市内幹線	廃止候補
	3・4・6-②	16	510	市内幹線	存続候補
永田駅東線	3・4・7	16	180	市内幹線	見直し対象外
永田駅西線	3・4・8	16	130	市内幹線	見直し対象外

路線名	番号	幅員	延長	都市計画 マスタープラン の位置付け	検討結果
大網駅東線	3・4・9	16	160	市内幹線	見直し対象外
新田永田線	3・4・10-①	16	1,230	市内幹線	廃止候補
	3・4・10-②	16	250	市内幹線	存続候補(整備済)
	3・4・10-③	16	1,220	市内幹線	存続候補
	3・4・10-④	16	550	市内幹線	存続候補(整備済)
北飯塚池田線	3・4・11-①	16	1,880	広域幹線	存続候補
	3・4・11-②	16	2,670	広域幹線	存続候補
	3・4・11-③ ※延伸区間	—	—	—	追加候補
南町永田線	3・4・12-①	16	390	市内幹線	存続候補
	3・4・12-②	16	2,050	市内幹線	存続候補
白砂中南線	3・4・14-①	17	490	広域幹線	存続候補
	3・4・14-② ※延伸区間	—	—	—	追加候補
緑ヶ丘環状線	3・4・15	16	2,460	市内幹線	見直し対象外
大網駅東中央線	3・4・18	21	220	市内幹線	見直し対象外
季美の森南大網線	3・4・19	16	4,270	広域幹線	見直し対象外
季美の森南養安寺線	3・4・20	16	1,680	市内幹線	見直し対象外
季美の森南東線	3・4・21	16	120	市内幹線	見直し対象外
上貝塚南飯塚線	3・5・16	12	1,450	市内幹線	存続候補
増穂環状線	7・6・17	9	1,220	市内幹線	見直し対象外

■都市計画道路見直し検討結果 …見直し方針図…



凡例		
	存続候補	現在の計画をそのまま存続する路線
	廃止候補	現在の計画を廃止する路線（ただし、計画路線上に現道がある場合、その機能自体は廃止されない）
	代替路線	廃止候補の代替として機能する路線
	追加候補	交通課題改善やまちづくりの観点から、都市計画道路への追加が求められる路線
	上位計画 幹線道路	追加候補と関連するものとして、都市計画道路への追加を今後検討していく路線
	見直し対象外	ガイドラインの条件に適合しない検討対象外の路線（現在の計画をそのまま存続する路線）

3・4・11 北飯塚池田線の延伸  
(アクセス道路が接続する県道千葉大網線の機能強化)

3・3・1 瑞穂下駒込線の延伸  
(県道千葉大網線のバイパス機能、スマートICへの新たなアクセス道路の確保)

現在事業を進めているスマートICのアクセス道路  
(市道02-005号線)

(仮称)大網白里スマートIC

3・4・6 馬場口金谷郷線の廃止  
①区間の廃止  
(並行する市道の整備予定があるため廃止)

3・4・10 新田永田線  
①区間の廃止  
(補償による事業費の増大が整備上の制約となるため廃止)

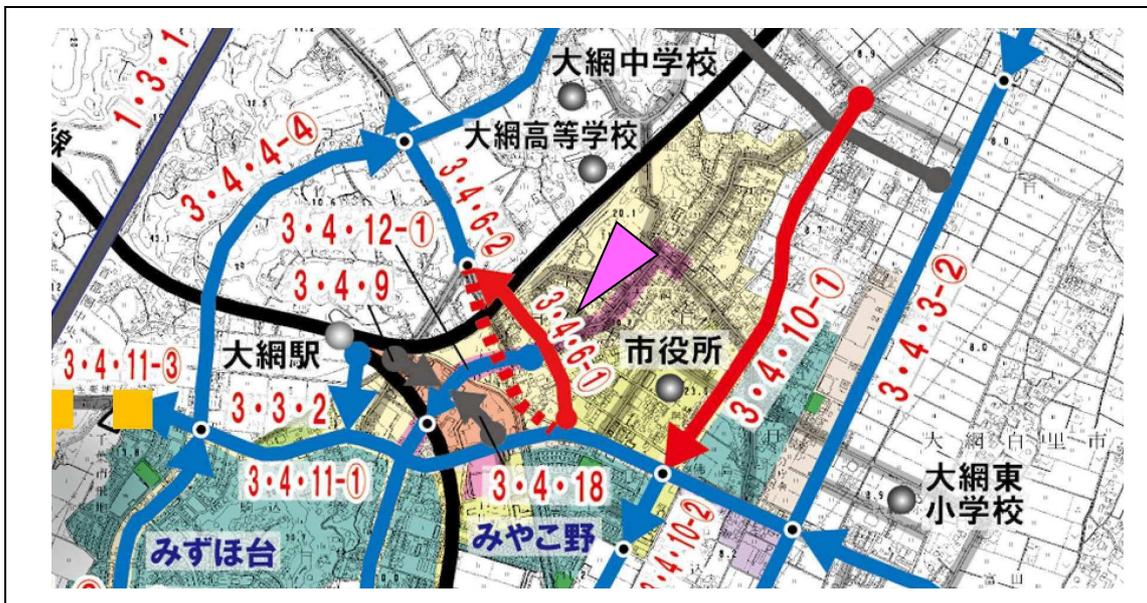
北部幹線道路(構想)  
(主要地方道 山田台大網白里線を補完する津波発生時の避難軸になり得る路線)

3・4・14-②白砂中南線の延伸  
(地域を結ぶ連絡軸、津波発生時の主要な避難軸の確保)

郡界道路(供用)  
(主要地方道 山田台大網白里線を補完する津波発生時の避難軸になり得る路線)

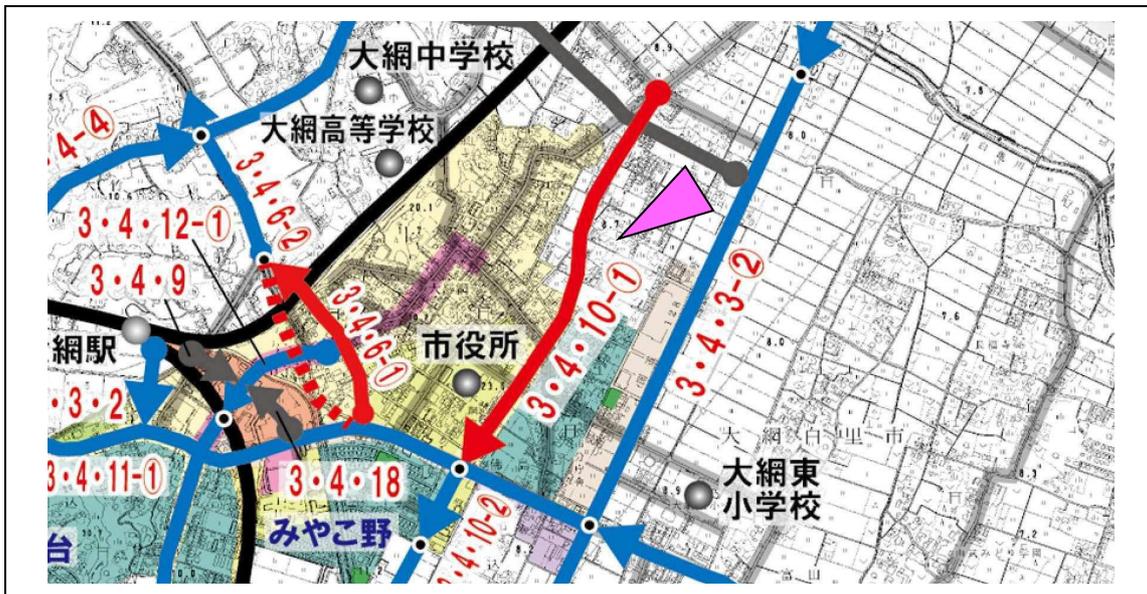
(2) 見直し路線・区間の検証結果

廃止候補 ■3・4・6-①馬場口金谷郷線の検討結果



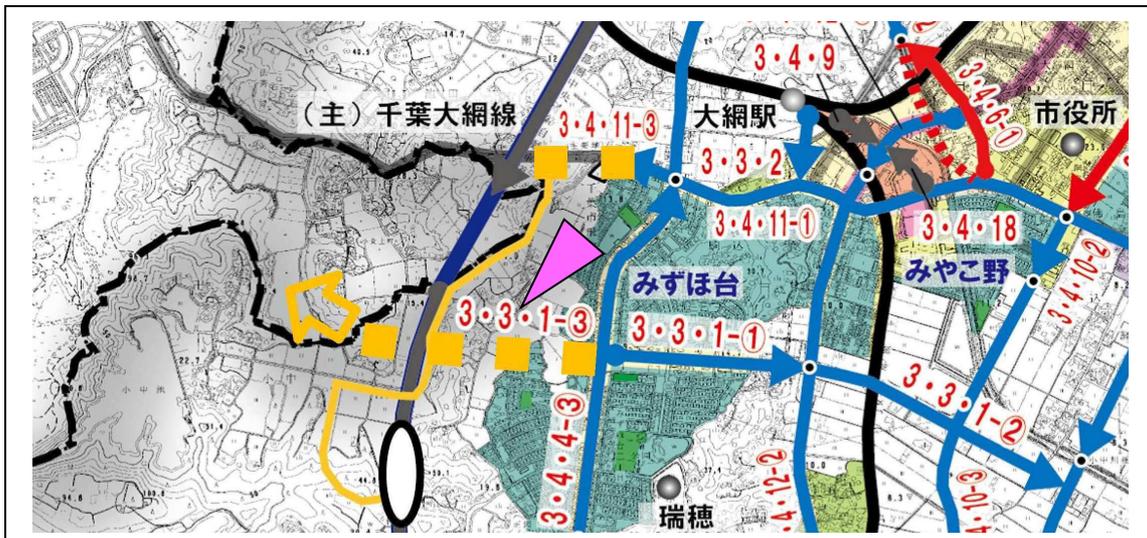
<p><b>路線の概要</b></p>	<p>○都市マスタープランの位置付け：市内幹線道路（生活圏の骨格となる道路）                  ○市内から千葉東金道路山田インターチェンジや八街・成田方面への交通が、大網駅前を經由しない新たなアクセス路として、駅周辺の渋滞解消効果などが期待できます。                  ○当該区間は、金谷川側道整備の計画と起点部終点部が一致し、金谷川側道への機能代替が可能な路線です。</p>
<p><b>整備上の課題</b></p>	<p>○JR 東金線との立体交差や、道路整備による既存住宅地のコミュニティの分断が想定され、地形的や街並みへの影響で課題となります。                  ○JR 東金線の立体交差の築造や立地する建物が多いことによる建物補償により、事業費の増大や用地買収の合意形成の困難が想定され、実現可能性・財源の面で課題となります。</p>
<p><b>見直し検証結果</b></p>	<p>当該区間の機能代替となる金谷川側道整備計画については、既存道路を整備することから、既存住宅地のコミュニティを分断することなく、効率的な道路整備が可能となります。また、将来交通量推計による検証では、当該路線が廃止されても、金谷川側道へ交通が転換され、交通状況に影響がないことが確認されています。                  従って、効率的な都市計画道路整備が求められていることや、整備を実現する上での課題が存在することを踏まえて、金谷川側道に機能代替えし当該区間を「廃止候補」とすることが望ましいと判断しました。</p>

廃止候補 ■3・4・10 - ①新田永田線の見直し検討結果



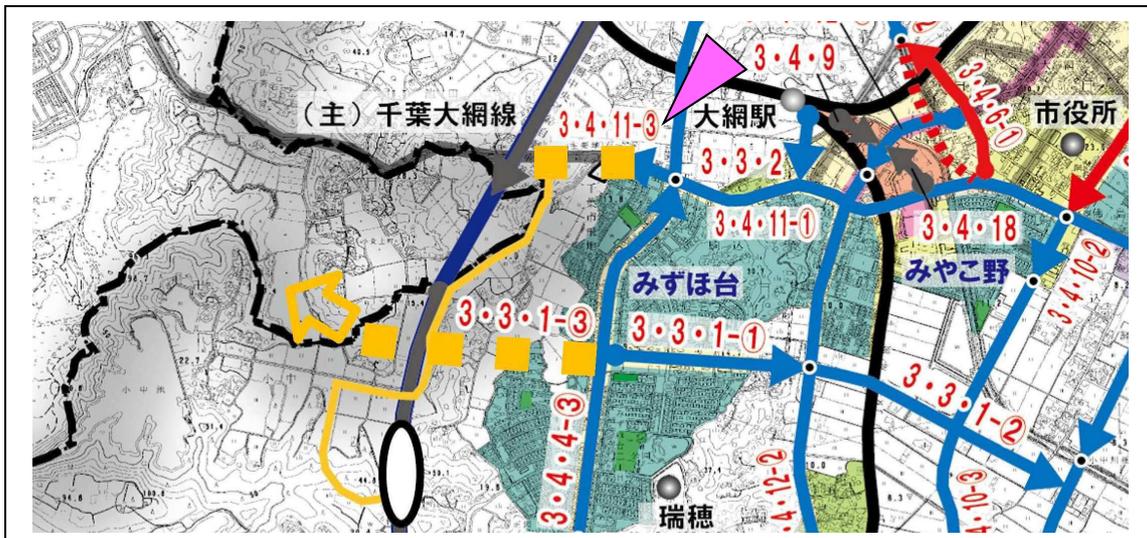
<p><b>路線の概要</b></p>	<p>○上位計画では市内幹線道路として、国道128号を補完し、既成市街地の渋滞緩和を図る道路としての役割を持っています。</p> <p>○沿線の市街地は住宅が密集しており既存道路が狭隘の為、消防活動・救急活動や延焼遮断としての機能も持っています。</p>
<p><b>整備上の課題</b></p>	<p>○既存住宅が密集する住宅地内を通る新設路線であることから、道路整備によるコミュニティの分断が想定され、街並みへの影響で課題となります。</p> <p>○計画路線上に立地する建物が多く、建物補償による事業費の増大や用地買収の合意形成の困難が想定され、実現可能性・財源の面で課題となります。</p>
<p><b>見直し検証結果</b></p>	<p>当該路線は、上位計画で国道128号を補完し既成市街地の渋滞緩和を図る道路としているが、将来交通量推計による検証では、当該路線が廃止されても、国道128号や周辺道路の交通状況に影響がないことが確認されています。また、周辺についても住宅が密集していることで、課題解消となる様な新たなルートの設定は困難であり、既存住宅地内の交通機能や防災機能は、既存道路を強化する方が合理的と考えられます。</p> <p>従って、効率的な都市計画道路整備が求められていることや、整備を実現する上での課題が存在することを踏まえると、当該区間を「廃止候補」とすることが望ましいと判断しました。</p>

追加候補 ■3・3・1-③瑞穂下駒込線（延伸区間）の検討結果



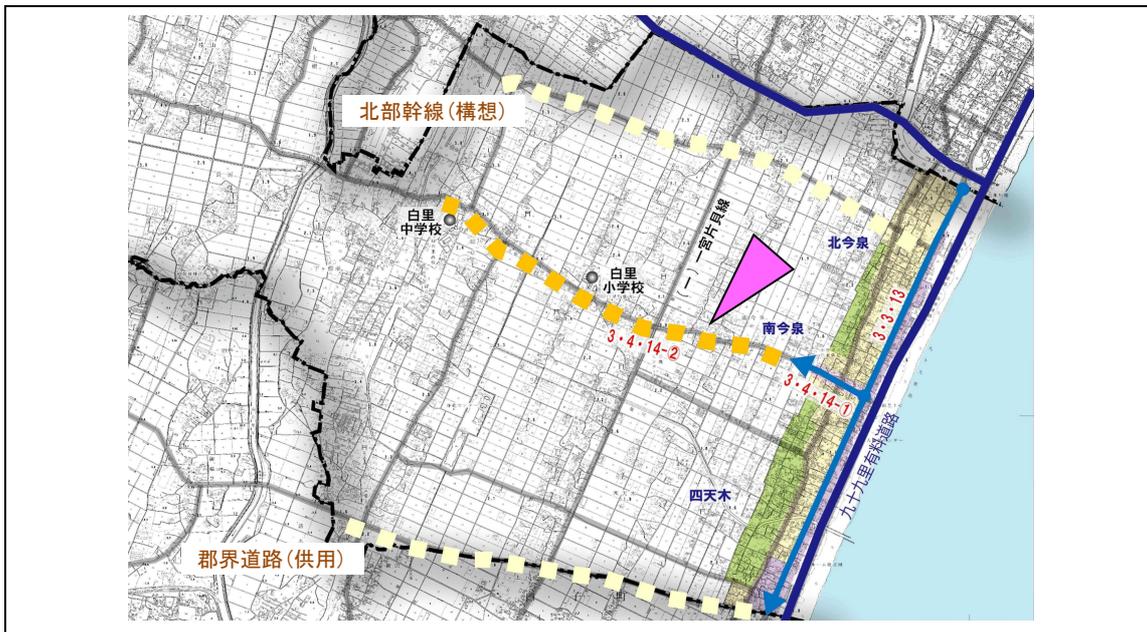
<p><b>新設路線 の必要性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市マスタープランの位置付け：主要地方道千葉大網線のバイパス機能として、3・3・1 瑞穂下駒込線を千葉市方面へ延伸し、主要地方道千葉大網へ接続する構想が位置付けられています。</li> <li>○将来交通量推計による検証結果で、主要地方道千葉大網線は、将来的な千葉市方面への需要の増加とスマート IC 設置による新たな交通の影響で、交通容量を超える区間が存在し課題となり、交通付加を軽減するため、バイパス機能となる道路整備が必要と想定されます。</li> <li>○現在事業を進めているスマート IC へのアクセス道路が小中地区の生活道路と重複していることや、スマート IC 利用車両が周辺住宅地の生活道路への進入することを抑制するためにも、新たなアクセス道路の必要性が高いと言えます。</li> <li>○千葉市方面やスマート IC から、駅周辺を経由することなく国道 128 号へつながることで、駅周辺の渋滞緩和と増穂・白里地区へのアクセスが向上され、圏央道を利用した生鮮品の出荷拡大や観光振興などによる市の活性化が期待されます。</li> </ul>
<p><b>見直し検証結果</b></p>	<p>主要地方道千葉大網線の交通課題の解消の為、3・3・1 瑞穂下駒込線を千葉市方向で接続するよう延伸すると、将来交通量推計による検証では、主要地方道千葉大網線の交通量が分散され、大網駅周辺の交通量が減少し、課題解消することが確認できます。</p> <p>また、スマート IC の設置による大網駅周辺の交通量の緩和や周辺住宅地の生活道路の安全性の確保、さらに圏央道を利用した産業・観光振興などによる市の活性化が期待されることから、当該区間を「追加候補」として位置づけることが望ましいと判断しました。</p>

追加候補 ■3・4・11 - ③北飯塚池田線（延伸区間）の検討結果



<p><b>新設路線 の必要性</b></p>	<p>○将来交通量推計による検証では、主要地方道千葉大網線は、将来的な千葉市方面への需要の増加とスマート IC 設置による新たな交通の影響で、みずほ台入口交差点から千葉市方面において交通量が増加します。</p> <p>○みずほ台入口交差点からスマート IC へのアクセス道路の県道接続点を結ぶ区間内は、車線及び歩道が未整備となっていることから、交通量の増加に伴う安全面や円滑な交通処理の面で、3・4・11 北飯塚池田線をスマート IC アクセス道路の県道接続点まで延伸し、機能を拡充する必要があると想定されます。</p> <p>○道路機能の充実により、スマート IC の周辺の新たな沿道サービスや、大網駅周辺の土地利用などによる市の活性化が期待されます。</p>
<p><b>見直し検証結果</b></p>	<p>3・4・11 北飯塚池田線をスマート IC アクセス道路の県道接続点まで延伸すると、将来交通量推計による検証では、交通負荷は大きく変わらないものの、スマート IC 設置による交通量の増加に対応した安全で快適な道路環境の整備が図られ、さらにスマート IC 周辺の新たな沿道サービスや大網駅周辺の土地利用などによる市の活性化も期待されることから、当該区間を「追加候補」として位置づけることが望ましいと判断しました。</p>

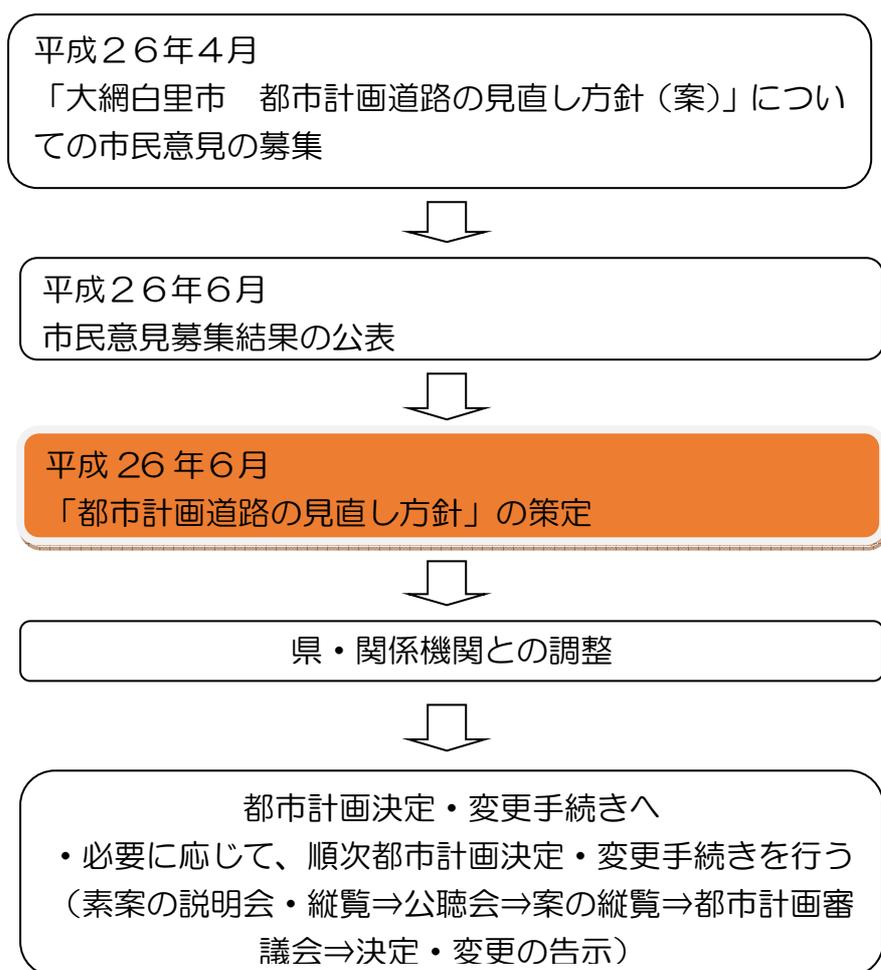
追加候補 ■3・4・14 - ②白砂中南線（延伸区間）の検討結果



<p><b>新設路線 の必要性</b></p>	<p>○3・4・14 白砂中南線が位置する主要地方道山田台大網白里線は、上位計画において広域幹線道路として大網・増穂・白里地域を結ぶ交流連携軸に位置づけており、白里地域の交通利便性から必要性が高いと言えます。</p> <p>○また、今後発生すると考えられている大地震による津波発生時においては、沿岸地域の居住者や来遊者等が安全に内陸部へ避難することが必要であると考えられ、主要な避難軸としての機能も期待されます。</p> <p>○白里地域の交通利便性が向上することで、白里海岸を資源とした水産加工業や観光業の、産業・観光振興による市の活性化が期待されます。</p> <p>※このような中、3・4・14 白砂中南線は、沿岸の市街地部分が終点となっており、津波による浸水想定区域内であります。</p>
<p><b>見直し検 証結果</b></p>	<p>3・4・14 白砂中南線を、地域を結ぶ連絡軸と沿岸から内陸方面への避難軸となるよう終点を延伸すると、将来交通量推計による検証では、交通負荷は大きく変わらないものの、沿岸地域の交通利便性や防災面は大きく向上し、さらに白里地域の産業・観光振興面による市の活性化が期待されことから、当該区間を「追加候補」として位置づけることが望ましいと判断しました。</p> <p>なお、都市計画マスタープランにおいて、主要地方道山田台大網白里線を補完し、東西の連携を強化する幹線道路として、北部幹線道路（構想）・郡界道路（供用）が位置づけられており、津波避難を見据えた見直し方針として、沿岸地域から内陸方面への安全な避難軸になり得る可能性を含めながら、今後津波避難計画等の計画策定との調整を行う必要があります。</p>

## 5. 今後の予定

以下の図に示すように、「都市計画道路の見直し方針」を策定します。その後、順次、個別の廃止・変更路線について、地域の方々へのご説明、合意形成を進めながら都市計画の変更手続きを行います。



【問い合わせ先】

**大網白里市役所都市整備課都市計画班**

〒299-3292

大網白里市大網 115 番地 2

TEL : (0475) 70-0364 FAX : (0475) 72-9107

MA I L : [toshiseibi@city.oamishirasato.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.oamishirasato.lg.jp)